1 申請について(全般)

Q 1	共同受付に参加している自治体(団体)は?							
Α	共同受付に参加している自治体(団体)は、次のとおりです。							
	三重県	津市	四日市市	伊勢市	松阪市	桑名市	鈴鹿市	名張市
	尾鷲市	亀山市	鳥羽市	いなべ市	志摩市	伊賀市	木曽岬町	東員町
	菰野町	朝日町	川越町	多気町	明和町	大台町	玉城町	度会町
	大紀町	南伊勢町	紀北町	御浜町	紀宝町	四日市港管理組合		30団体
	※ 上記以外の自治体(熊野市)については、別途手続きが必要です。							

Q2 共同受付に参加していない自治体への入札参加資格審査申請はどうすればいいですか?

A 共同受付に参加していない自治体(熊野市)への申請については、各自治体に個別に申請して ください。申請要領、様式等についても各自治体へお問合せください。

Q3 申請受付印が必要です。受付印を押印してもらえますか?

A 受付印が必要な場合は、返信用のはがき又は任意の受付確認書類(申請書のコピー等)と返信 用封筒(切手貼付)を申請書に同封のうえ、郵送してください。 なお、受付印は、入札参加資格審査の受領をしたことを示すだけですので、登録希望する団体 への名簿登載を行った証明ではありませんので、ご了解ください。

Q4 県や市町の担当窓口に申請書類を提出することは可能ですか?

A 各共同受付参加団体の窓口での入札参加資格審査申請の受付は行いませんので、共同受付窓口 ((公財)三重県建設技術センター) へ郵送で申請書類を提出してください。

Q5 12月下旬に申請書類が郵送されるとのことですが、郵送されてくるまでに申請書・様式をダウンロードして申請書類を作成し、(公財)三重県建設技術センターへ送付してもいいのでしょうか?

A 令和4~7年度名簿に登載されている方については、現在の登録情報が印字された入札参加資格審査申請書が(公財)三重県建設技術センターから郵送されますので、必ずその様式を使用して申請してください。なお、新規申請の方については事前に申請書類を作成いただいても結構ですが、(公財)三重県建設技術センターへの送付は受付期間中(令和8年1月6日~2月5日)にお願いします。

Q6 共同受付での審査が完了すれば、申請先自治体(団体)では必ず入札参加資格を得られますか?

A 共同受付での審査は、各自治体(団体)で共通する申請事項を審査するものです。入札参加資格 者名簿への登録にあたっては、各自治体(団体)が登録要件を満たしているか否かの審査を行い ますので、共同受付の審査が完了している場合でも登録されない場合があります。共同受付で の審査は、入札参加資格の付与を保証するものではありませんので、ご留意ください。

Q7 名簿への登録時期はいつですか?

A <u>令和8年1月6日(火)から2月5日(木)までの受付期間中に受け付けた申請は</u>、各共同受付参加団体において令和8年6月1日より令和8~11年度名簿に登載されます。

Q8 受付期間中に申請することを忘れていたのですが?

A 受付期間以外は一切受付を行いません。受付期間中に申請をしなかった場合は、令和8年4月 1日以降に随時新規申請をしてください。なお、この場合、共同受付参加団体によっては、<u>当</u> 初(令和8年6月1日)から

Q9 税の滞納がありますが、受付けてもらえますか?

A 過年度分も含めて、申請日現在で滞納がある場合は、受付けできません。

- Q10 申請書類はファイルに綴じなければいけませんか?また、指定のファイルでないとだめですか?
- A 共同受付では多くの方々からの申請があります。申請書類の散逸や混在等を防止するためにも 指定のファイルに綴じて申請いただきますようご理解をお願いします。

【建設工事】: 青色系のフラットファイルに綴じて下さい。

【測量・建設コンサルタント等】:ピンク系のフラットファイルに綴じて下さい。

Q11 申請書の控え(コピー)の保管は必要ですか?

A 申請内容や申請に必要な共通添付書類の過不足等で、問い合わせをすることがありますので、申請される全ての書類の控え(コピー)をとっていただきますようお願いします。

Q12 代理申請者が複数の業者の申請書類を一括して郵送することは可能ですか?

A 一括して申請していただくことは可能ですが、その際は申請業者の一覧表を添付する等して、 内訳が分かるようにしてください。

2 申請様式への記載について(全般)

Q 1 送られてきた「入札参加資格審査申請書」は、どのように記載すればいいのですか?

A 「入札参加資格審査申請書」(様式1、第A-2号又第B-2号)には、11月末現在の登録情報があらかじめ印字されています。記載された項目の全てを確認いただき、変更がない場合は、印字されていない項目を記入し、必要な書類を添付のうえ申請してください。変更事項(代表者・所在地の変更等)がある場合は、訂正(二本線で抹消し、訂正後の字句等を朱書きしてください。)し、印字されていない項目を記入し、必要な書類を添付のうえ申請してください。

Q2 先日、変更申請手続きを行った事項が反映されていないのですが?

A データ処理の都合上、すでに変更申請手続きを行った項目について、変更データが反映されていないことがありますので、あらかじめご了承ください。この場合は、再度、「入札参加資格審査申請書」を訂正(二本線で抹消し、訂正後の字句等を朱書きしてください。)して申請いただきますようお願いします。

Q3 複数の参加団体に申請する場合、どのようなことに注意すればいいのですか?

A 共同受付参加団体に異なる支店等で複数の登録がある業者については、本店所在地に「入札参加資格審査申請書」が一括して送付されます。申請にあたっては、支店等単位ではなく、本店でとりまとめるなどして、「1申請者・1入札参加資格審査申請書」で申請するようお願いします。複数の参加団体に申請する場合、参加団体ごとに異なる支店等で申請することはできますが、一つの団体に対して、複数の支店等で申請することはできません。

Q4 本店又は支店等の新規追加登録は、どのようにすればいいのですか?

A 新規に追加登録を希望する本店又は支店等ごとに、様式第A-2号又は様式第B-2号に記載 して申請してください。

Q5 建設業者ですが、登記上の本店所在地と建設業法上の主たる営業所の所在地が異なる場合、どのように記載すればいいのですか?

A 建設業法上の主たる営業所の所在地を記載してください。ただし、入札参加資格審査申請書に おける申請者の部分には、登記上の所在地と建設業法上の主たる営業所の所在地の両方を二段 書きにして申請してください。

Q6 令和8年4月から代表者の変更を予定しています。どのように記載すればいいのですか?

A 申請時点の代表者名を記載してください。令和8年4月に実際に代表者が変更した後に、共通変更届にて代表者の変更申請をしてください。変更申請は共同受付先である(公財)三重県建設技術センターに行えば、登録している全ての共同受付参加団体での登録内容が変更されます。なお、令和4~7年度名簿に登録されている方については、当該名簿の有効期限である令和8年5月31日までの期間は、令和4~7年度名簿及び令和8~11年度名簿のそれぞれに変更届の提出が必要となりますので、ご留意ください。

Q7 令和8年4月から営業所を移転する予定です。どのように記載すればいいのですか?

A 申請時点の営業所を記載してください。令和8年4月に実際に営業所が移転した後に、共通変 更届にて営業所移転の変更申請をしてください。変更申請は共同受付先である(公財)三重県建 設技術センターに行えば、登録している全ての共同受付参加団体での登録内容が変更されま す。

なお、令和4~7年度名簿に登録されている方については、当該名簿の有効期限である令和8年5月31日までの期間は、令和4~7年度名簿及び令和8~11年度名簿のそれぞれに変更届の提出が必要となりますので、ご留意ください。

- Q8 本店はISO認証を取得していますが、支店は認証されていません。本店、支店それぞれ申請をしたいのですが、本店がISO認証取得しているので、支店もISO認証取得有りとして申請していいですか?
- A ISO認証取得については、登録を希望する営業所(本店、支店等)が認証されていることが必要です。したがって、支店が認証されていない場合、支店については「認証取得無し」として申請してください。

なお、ISO認証取得の範囲は、ISO認証書の附属書で確認しますので、「ISO認証有り」として申請する場合は、必ず附属書を添付してください。附属書でも認証範囲を確認し難い場合は、さらに組織マニュアルや組織図等を添付してください。

Q9 ISO認証取得の業種はどのように確認すればいいですか?

A ISO認証書の附属書に認証範囲として記載されていますのでご確認ください。登録希望業種のうち認証範囲に含まれない業種については、ISO認証取得無しとして取り扱われますので、ご注意ください。

Q10 印鑑の押印は、どのようなことに注意すればいいのですか?

A 使用印鑑届などに押印される印鑑(実印、使用印)は、鮮明に押印してください。

3 添付書類について(全般)

- Q1 添付資料はスキャナー等でデータ化したものをメールで送信してもいいですか?
- A 郵送での受付のみとなります。メールでの受付は行いません。

Q2 法人として申請しますが、代表取締役の身分証明書を添付する必要がありますか?

A 法人の場合は、登記事項全部証明書の添付は必要ですが、代表取締役の身分証明書は必要ありません。個人事業主の場合は、身分証明書の添付が必要です。

Q3 市町の発行する完納証明書等は、どこの自治体の証明書を添付すればいいですか?

A 三重県内の本店、支店等で市町に申請する場合は、その本店、支店等の所在地である市町の完納証明書を添付してください。

Q4 消費税の納税証明書は、「その3の2」(個人の場合) 又は 「その3の3」(法人の場合)でもいいですか?

A 消費税が納められていることが証明されれば、「その3の2」又は「その3の3」で構いません。

- Q5 四日市港管理組合に申請する場合、どのようなことに注意すればいいのですか?
- A 『三重県に申請する場合』と同様の納税証明書を添付してください。なお、四日市市内に本店、支店等を有する場合は、四日市市税の完納証明書を添付して下さい。

Q6 添付する書類は、いつ発行されたものを提出すればいいのですか?

A 申請書に添付する書類の有効期限は、下記の通りです。

納税証明書	申請日以前3ヶ月以内の証明日のもの
建設業許可証明書又は建設業許可通知書及び 建設業許可申請時に提出した「別表二 (1) 営業所一覧表 (新規許可等)」又は「別表二 (2) 営業所一覧表 (更新)」	申請時において有効期限内で最新のもの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知 書	申請時において有効期限内(審査基準日から 1年7ヶ月以内)で最新のもの
印鑑証明書	申請日以前3ヶ月以内の証明日のもの
ISO認証書、附属書	申請時において有効期限内で最新のもの
登記事項証明書又は身分証明書	申請日以前3ヶ月以内の証明日のもの
建退共加入履行証明書	申請時において発行された最新のもの

いずれの書類も写しを提出していただくことが可能です。ただし、写しにより内容が不鮮明な書類等で書類の内容が確認できないものは、受付けることができませんのでご注意ください。

- Q7 令和4~7年度名簿に登録されているが、今回の更新手続きでは全ての書類の提出が必要なのですか?
- A 新規申請と同様に該当する全ての書類の添付(各様式及び確認書類)が必要です。必要な様式 についてはホームページよりダウンロードしてください。

4 建設工事の申請について

- Q 1 建設業許可は取得していますが、経営事項審査については受審していません。この場合でも申請可能ですか?
- A 申請者の要件を満たしていないため申請できません。

- Q2 経営事項審査を令和8年1月(または2月)に受審する予定ですが、この場合、添付する経営 規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)は、いつの審査基準日のものを添付すればいい ですか?
- A 更新、新規申請の方とも申請時において、有効期限内(審査基準日から1年7ヶ月以内)で直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)を添付してください。 なお、有効期限内の通知書が添付できない場合で審査申請中の方は、結果通知書が届いたのち、4月1日以降に随時新規申請により登録申請をしてください。

5 申請後の変更について

Q1 4月に「登録内容確認についてのお知らせ」が届きました。どのようにすればいいのですか?

A 令和8~11年度名簿についての受付内容を、令和8年3月末に申請者に対して通知します。 内容を確認のうえ、<u>受付内容に変更がある場合は</u>、変更手続要領に基づき共通変更届により変 更申請をしてください。また、登録内容に誤りがある場合は、令和8年4月24日までに問い合 わせ先に電話連絡をしてください。

Q2 受付期間中に申請をした後、登録内容に変更が生じました。どのようにすればいいのですか?

A 令和8~11年度名簿の申請後の変更は、令和8年4月1日以降に行っていただきます。令和8年3月末に送付する「登録内容確認についてのお知らせ」により変更の手続きを行ってください。ただし、令和4~7年度名簿についても登録内容の変更が必要な場合は、その都度共通変更届を提出してください

Q3 共通変更届は、令和8~11年度名簿についてだけ提出すればいいのですか?

A 令和8~11年度名簿と令和4~7年度名簿それぞれ手続きが必要になります。登録内容に変更が生じた場合は、令和8~11年度と令和4~7年度それぞれの共通変更届に添付資料を添えて手続きしてください。

【令和8~11年度名簿】

- ・申請書提出後から3月末までに変更があった場合→4月1日以降共通変更届により変更申請をしてください。
- 4月以降に変更があった場合→その都度共通変更届により変更申請をしてください。

【令和4~7年度名簿】

・その都度共通変更届により変更してください。

Q4 経営事項審査を受審しました。どのようにすればいいのですか?

A 経営事項審査を受審し、審査結果が出ましたら速やかに経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)を(公財)三重県建設技術センターまで送付してください。提出にあたっては、通知書(写)の右上余白部分に共同化統一業者コードを記入してください。なお、共通変更届の提出は必要ありません。

Q5 建設業許可を更新しました。どのようにすればいいのですか?

A 建設業許可を更新した場合で、許可年月日に変更があった場合は、変更内容が確認できる建設 業許可証明書(写し可)又は建設業許可通知書(写)を提出してください。なお、許可年月日 のみの変更の場合は、共通変更届の提出は必要ありません。

Q6 測量・コンサルタント等で登録しており、登録を更新しました。どのようにすればいいのですか?

A 測量・コンサルタント等で登録しており、登録を更新した場合は、変更内容が確認できる登録 を証明する書類(写)を提出してください。なお、登録年月日のみの変更の場合は、共通変更 届の提出は必要ありません。

6 その他

- Q1 申請書の作成中に困ったことがあったらどうすればいいのですか?
- A 提出要領及び、このQ&Aを参考にして下さい。

公益財団法人 三重県建設技術センター 問い合わせ先電話番号 059-253-3790 (令和7年12月22日から令和8年5月31日までの期間専用番号となります。)